

第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議設置要項

(設置)

第1条 市民参画により第5次結城市総合計画後期基本計画（以下「後期計画」という。）の策定を目的とした、第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、後期計画の策定に関し必要な事項について協議する。

2 会議は、後期計画全般について市民の目線から提言を行うことができる。

(組織)

第3条 市民会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、公募に応じ又は推薦を受けた市内に居住又は勤務する20歳以上の者であつて、市政に深い関心と熱意を有するものの中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から当該委員の委嘱に係る後期計画が策定されたときまでとする。

2 委員は委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(座長及び副座長)

第5条 市民会議に、座長1人及び副座長若干人を置く。

2 座長及び副座長は、それぞれ委員の互選により決定する。

3 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指定した順に従いその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、座長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 市民会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(提言)

第7条 座長は、市民会議で検討したことについて、第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会に随時提言することができる。

(庶務)

第8条 市民会議に関する庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要項は、平成26年11月26日から施行する。